

令和6年
1月1日
からの

電子帳簿保存法 について Q & A

令和5年12月31日までは電子データを授受した場合、やむを得ない事情があれば、出力した書面による保存が認められていました(宥恕措置)。

これが令和5年度の税制改正により
令和6年1月1日から新たな施行規則に変わります(猶予措置)。

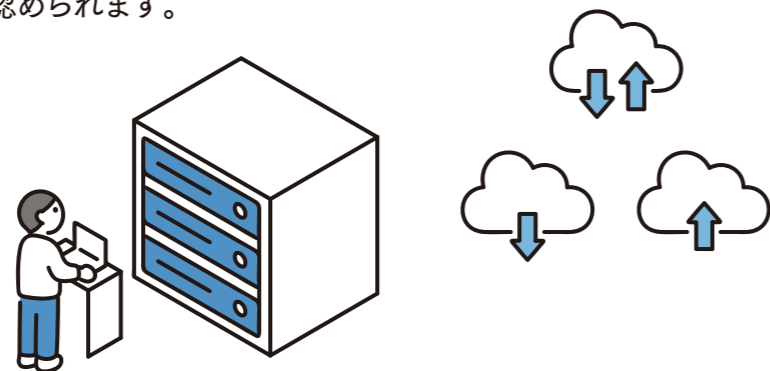
<施行規則> 第四条 3

保存義務者が、電子取引を行った場合において、災害その他やむを得ない事情により、電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明したとき、又は納税地等の所轄税務署長が相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が電磁的記録及びその記録を出力することにより作成した書面の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているときは、当該電磁的記録の保存をすることができる。



Q ここでいう「相当の理由」とは
どういったときに認められる?

A 前提として、電子保存そのものは可能ではあるが、要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言い難いような事情(資金的な事情を含めた事業者の経営判断)も含め、要件に従って電子保存を行うための環境が整っていない事情がある場合、に認められます。



Q どのような場合が
認められない?

A システム等や社内のワークフローの整備が整っており、電子保存の要件に従って保存できるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の理由がなく、単に経営者の信条のみに基づく理由である場合によって要件に従って電子保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられないことになります。



Q 相当の理由が
認められたら、
出力書面のみ
保存してたらいい?

A その電子データの保存に代えてその出力書面のみを保存する対応は認められず、猶予措置の適用を受ける場合には、電子データ自体を保存するとともに、その電子データ及び出力書面について提示又は提出をすることができる必要があります。つまり、電子データの保存は必須です。

※その電磁的記録を出力したCOMの保存をしている場合そのCOMの提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、上記の出力書面の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているものとして取り扱って差し支えない。

Q 「保存義務者が電磁的記録及びその記録を出力することにより作成した書面の提示若しくは提出の要求に応じることができるようにしているとき」とは具体的にどんな状況?

A 税務職員から当該電磁的記録及び出力書面の提示又は提出の要求があった際に、その職員の求めの「全て」に応じた場合をいいます。つまり、その求めに一部でも応じない場合は猶予措置の適用は受けられないことになり、その保存等がされている電磁的記録は国税関係書類以外の書類とみなされないことになります。また、税務職員の「求めた状態」で提出される必要もあるとされております。



最後に

今後、対応していく際、ご不明な点等ございましたら担当者に気軽にお尋ねください。

記事担当 小松 奨